

米兵車両によるひき逃げ死亡事件に関する意見書

去る 11 月 7 日、読谷村において発生したひき逃げ死亡事件について、在沖米陸軍所属の米兵が、事件に関与したと見られる車両を修理工場に持ち込んだことが明らかになり、同米兵が事件を引き起こした疑いが非常に強まった。

しかしながら、極めて悪質な犯行にもかかわらず、同米兵は任意の出頭を拒否しており、捜査は遅々として進まない状況にある。このことに対し、地元住民はもとより、沖縄県民は激しい憤りを募らせている。

これまで、本市においても米軍人、軍属による事件、事故は後を絶たず、本市議会は、そのたびに関係機関へ抗議、要請を強力に行ってきましたところであるが、またしても米兵車両によるひき逃げ死亡事件に市民・県民は怒りをあらわにしている。

沖縄県では、在日米軍専用施設面積の約 75 パーセントが集中し、本市においても世界一危険な普天間飛行場を抱えており、基地が存在するがゆえに頻発する在沖米軍関係者による事件、事故等に、県民の生命及び財産は常に恐怖と危険にさらされているのが現状である。

よって本市議会は、今回の事件に関し厳重に抗議するとともに、徹底的な捜査による事件の早期解決と下記事項の実現を強く要請する。

記

1. 事件の全容解明のため、米兵の身柄の引き渡しを早急に行うとともに、日米地位協定の抜本的改定を図ること。
2. 被害者と家族に対する謝罪及び完全補償を行うこと。
3. 在沖米軍人、軍属等の一層の綱紀粛正を図り、事件、事故の再発防止に向けて、実効性のある施策を講ずること。
4. 実効ある在沖米軍基地の整理縮小並びに在沖米軍兵力の大幅な削減を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日

宜野湾市議会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣、